

**情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会**  
**CISPR F 作業班（第5回）議事要旨（案）**

- 1 開催日時：平成24年9月3日（月） 13時25分～17時30分
- 2 開催場所：経済産業省別館 1031号会議室
- 3 出席者（順不同）

【構成員】多氣主任（首都大学東京）、平伴主任代理（パナソニック）、山下主任代理（JET）、井上構成員（KEC）、尾上構成員（NHK）、菅野構成員（NTT）、業天構成員（パナソニック）、篠塚構成員（NICT）、徳田構成員（東京大学）、中野構成員（JEMA）、羽田構成員（JQA）、前川構成員（ダイキン工業）、三塚構成員（TELEC）

【事務局】臼井電波監視官、黒田電磁障害係長、下谷（総務省）

#### 4 議事概要

- (1) 事務局から配付資料の確認が行われた。
- (2) 資料5-1 前回議事要旨案について、修正意見等あれば1週間以内に事務局まで連絡することで承認された。
- (3) 資料5-2 CISPR バンコク会議 SC/F 対処方針（案）について、山下主任代理から説明があり、以下の議論の後、一部修正の上承認とされた。

○井上構成員：資料の中で「日本意見が反映されていることを確認する」とあるが、何に対して確認をするのか。投票した意見が採用されているかどうかはこの時点ではわからないはずなので、「日本意見が採用されるよう議論の中で主張する」等するべきではないか。

また、どういったことが議論となるのかについてもより詳しく記載する方が良い。

山下主任代理：記載内容について、より詳しく、出来るだけわかりやすい書き方で修正を行う。

多氣 主任：基本の対処方針についてはこの資料に基づくとして、内容の加筆を行う方向としたい。

○篠塚構成員：7.4 項の対処で、RMS-AV 検波器導入に対し「日本は…導入反対の立場で参加し…」とあるが、CISPR/F/510/INF 文書を見ると日本のコメント文中に「support」とあるが、これは反対という立場と解釈されていないのではないか。

前川構成員：提案については反対であるが、今後の検討について「サポート」という意味でコメントしたもの。

篠塚構成員：この対処方針案を見ると、和文では反対と言っているが、英文では明確に反対と言っていないように見える。また、この 510/INF 文書は 3 年前に配布されたものであることから、対処方針として、日本は 3 年前時点では導入を検討することについては賛成していたが、3 年間で様々なテスト等を行ってきた結果から、日本としてはやはり導入するべきではないと主張した方が良いのではないか。

○三塚構成員：15.1 項のスマートグリッドの審議内容について、「CISPR/F の規格で 150kHz 以下のエミッションとイミュニティの要求は、スマートグリッドの一部である」とあるが、「スマートグリッドの議論における一部」と表記するべきではないか。また、「CISPR/F の規格で」とあるが、規格は既にある規格を指すものであって、本件は CISPR/F の所掌範囲について検討をするものであり、その旨記載するべきだと思う。

(4) 資料 5-3 CISPR バンコク会議 SC/F WG1 対処方針（案）について、前川構成員から説明があり、以下の議論の後承認とされた。

○羽田構成員：3.2.1 項で実測によりクリックレートを決定するとあるが、実測以外にどのように決定するのか。

山下主任代理：スイッチング回数だけでクリックレートを定めるものと、実測によりクリックレートを確認するものとある。スイッチング回数だけでクリックレートを決めると、必要以上のクリック回数をカウントしてしまうため、実測による評価を提案するもの。

○羽田構成員：4.4.1 項の引用規格の見直しとして「最新版になっているか」確認するとあるが、CISPR では引用規格に年号を入れることとしている。IEC では年号を入れず、常に引用規格は最新版を使うことになっているが、CISPR では常に最新版規格の設備を準備できないことから、製品規格で必要に応じて引用する基本規格の年号を記載することがある。SC/F では常に最新版を引用するということになっているのか。

井上構成員：通常は規格発行時の最新の引用規格を適用させることとなっている。内容によっては設備の問題等もあり、必要に応じて古い規格を引用することもある。

○三塚構成員：3.1.5 項の審議項目に「CISPR32 をベースとする…」とあるが、これは CISPR32 を引用するということか。それとも規格本文を書き写すということか。

前川構成員：ここでは規格の考え方をベースにするということ。この項目ではテレコムポートについて、CISPR32 の考え方を基に検討しようというもの。

(5) 資料5-4 CISPR バンコク会議 SC/F WG2 対処方針（案）について、平伴主任代理から説明があり、以下の議論の後承認とされた。

○井上構成員：6.5 項の審議内容について、測定の不確かさに関する文章については、ソウル総会で最終表現は決定されていると思うが、ここではどのような対応をするのか。

平伴主任代理：ソウル総会で決定された文章について、実際の規格文書（CISPR14-1 等）にどのように適用されるかについて、確認等を行う。

○井上構成員：6.9 項で調光器の試験条件とあるが、LED について、調光器の試験の場合は負荷に LED を付けることになるかと思うが、LED ランプの試験に調光器の条件は入れないのか。そういった議論はないのか。

平伴主任代理：調光器対応の LED 電球では LED 電球に対し適合する調光器をそれぞれ試験することになるが、LED 電球用の位相式調光器については、1つの調光器に対し最大負荷となるように LED 電球の数をそろえなければいけないということもあるので、試験方法が複雑となることから、そのあたりも検討中である。

(6) 資料5-5 CISPR バンコク会議 SC/F 関連会議参加者（案）について、特に異論なく承認された。

(7) 資料5-6 CISPR/F/574/DC 審議表について、前川構成員から説明があり、特に異論なく承認された。

(8) 資料5-7 CISPR/F/582/DC 文書について前川構成員から説明があり、文書の内容が専門性があることから関係工業会等から有識者の紹介を受け、作業班構成員の作業の元、審議表の作成を進めることとなった。また、主な議論は下記のとおりである。

○多氣 主任：文章中に 9kHz~400GHz の周波数範囲が Scope として新たに追加されているが、これはどこかに根拠があって追加されたのか。

前川構成員：これは IH 調理器が規格に追加されたことによるものである。

井上構成員：CISPR が ITU-R に対して許容値を決める際の周波数範囲が 9kHz~400GHz となっており、全ての範囲において許容値が決まっているわけではないが、所掌範囲として明記されたもの。

(6) その他

次回会合は未定。

以 上